

業務用契約  
(選択約款)

令和8年6月1日実施

松 栄 ガ ス 株 式 会 社

## 目次

1. 選択約款の変更 .....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	2
4. 契約の締結及び契約期間 .....	2
5. 使用量の算定.....	3
6. 料金.....	3
7. 料金の支払方法 .....	3
8. 単位料金の調整 .....	3
9. 名義の変更.....	4
10. 契約の変更または解約 .....	4
11. 契約条件の未達時または契約中途解約時における取扱い .....	5
12. 緊急調整時の措置.....	5
13. その他.....	6
付 則 .....	7
1. 本選択約款の実施期日 .....	7
2. 本選択約款の実施に伴う切替措置 .....	7
別 表 .....	8
1. 料金及び消費税相当額の算定方法 .....	8
2. 料金表 .....	9

平成29年	4月	1日	制定
令和元年	10月	1日	改定
令和2年	4月	1日	改定
令和8年	6月	1日	改定

## 1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合その他相当な事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
  - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページでの開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 2. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス小売供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約期間における使用予定量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (5) 「最大需要期」とは、12月から3月までの4ヶ月の期間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (10) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (11) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

### 3. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が10立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大時間流量倍率が400倍以上、または契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が800立方メートル以上であること。
- (4) 業務用施設でガスを使用するお客さまで、季節によるご使用量の変動が少ないこと。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

### 4. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款にもとづく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 契約最大時間流量は原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置の上、契約開始または更新に先立つ前12ヶ月の負荷計測器により算定された1時間あたりの最大の使用量(以下「実績最大時間流量」といいます。)をもって契約最大時間流量といたします。なお、算定された実績最大時間流量が10立方メートル未満の場合、契約最大時間流量は10立方メートルとし、お客さまが契約開始または更新に先立つ前12ヶ月の使用実績がなくこの選択約款にもとづく契約の申し込みをされる場合には、当社と協議の上、契約最大時間流量を定めるものといたします。
- (4) 契約年間使用量、契約月別使用量は契約開始または更新に先立つ前12ヶ月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始または更新に先立つ前12ヶ月の使用実績がなくこの選択約款にもとづく契約の申し込みをされる場合は、当社と協議の上、当該それぞれの契約内容を定めるものといたします。
- (5) 契約期間は原則として1年間といたします。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (6) お客さまがこの選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約され、その後に同一需要場所において新たにこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みをなされた場合、新たに申し込みをされた契約の開始日が、当該契約の当初契約期間満了予定日から1年に満たない日となる場合には当社はその申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (7) お客さまの契約期間における使用実績が3の適用条件を満たさなかった場合には、当該契約期間の満了日から1年間、当社はこの選択約款または他の選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (8) 当社は、この選択約款にもとづく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款にもとづく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (9) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金または遅取料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (10) (5)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契

約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ①供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
- ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

## 5. 使用量の算定

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 当社（導管部門）は、原則として毎月末日に検針を行い、検針によって計量した使用量を、すみやかにお客さまに通知するものとします。ただし、月末日が当社の休日に当たる場合は、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する場合があります。この場合、月末日に検針したものととして取り扱います。
- (3) お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社（導管部門）とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (4) 負荷計測器本体費用は当社（導管部門）負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

## 6. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、5の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) お客様の料金の支払い義務は、検針日に発生し、支払期限は支払義務発生日の翌日から起算して50日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) 支払義務発生日の翌日から起算して31日以内（以下、「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただく場合には、本条（1）により算定された料金（この場合の料金を以下、「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金といたします。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸します。
- (5) 料金の支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増したものの（以下、「遅収料金」といい消費税等相当額を含みます。）を翌月以降の料金に加算してお支払いいただきます。
- (6) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（1）の規定にもとづき算定した1か月あたりの基本料金全額といたします。

## 7. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金（6の規定による遅収料金を含みます。）を毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) ガス小売供給約款36（1）①及び②に規定する料金または遅収料金は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回

るまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1（5）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.080円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

34,700円

②平均原料価格（トンあたり）

別表1（5）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

＝ トン当たりLNG平均価格×0.9501

＋ トン当たりLPG平均価格×0.0561

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の店口に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. 契約の変更または解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または1（1）の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。なお、契約を変更する場合は当社と協議の上、当該契約内容を定めるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

(3) お客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、

当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。

(4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

### 1 1. 契約条件の未達時または契約中途解約時における取扱い

4 (3) なお書及び4 (4) ただし書を適用してこの選択約款にもとづく契約を締結しているお客さまが(1)から(3)に該当する場合、当社は(1)から(3)それぞれの規定にもとづき料金の精算を行います。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(1) 契約期間満了時の実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量/契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕及び実績最大時間流量倍率(実績年間使用量を実績最大時間流量で除したものをいいます。)を当該契約の契約年間負荷率及び契約最大時間流量倍率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回る場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\text{初年度単位料金精算額} = \left[ \begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績最大時間流量倍率及び} \\ \text{実績年間負荷率を契約最大時間流量倍率及び契約} \\ \text{年間負荷率に読み替えた各月の単位料金にもとづ} \\ \text{いて算定した、本選択約款に規定する当該契約期} \\ \text{間における各月の料金相当額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{本選択約款に規定する当該} \\ \text{契約期間における各月の料} \\ \text{金(遅収加算額は除きます)} \\ \text{の合計額} \end{array} \right]$$

(2) 契約期間満了時の実績が3 (2) または3 (3) の条件を満たさなかった場合、当社がやむをえないと判断した場合を除き、当社は次の算式によって算定する精算額を原則として契約期間満了の日が属する月の翌月に申し受けます。

$$\text{適用条件未達精算額} = \left[ \begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績使用量及び各月の単位料} \\ \text{金にもとづいて算定した、ガス小売供給約款に規定} \\ \text{する料金相当額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{本選択約款に規定する当該} \\ \text{契約期間における各月の料} \\ \text{金(遅収加算額は除きま} \\ \text{す。)} \text{の合計額} \end{array} \right]$$

(3) 当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、次の算式によって算定する精算額を原則として解約の日が属する月に申し受けます。

- ① 10 (1) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合
- ② 10 (2) の規定による解約の場合

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[ \begin{array}{l} \text{解約日までの各月の実績使用量及び各月の単位料金} \\ \text{にもとづいて算定した、ガス小売供給約款に規定す} \\ \text{る料金相当額の合計} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{本選択約款に規定する解約} \\ \text{日までの料金(遅収加算額は} \\ \text{除きます。)} \text{の合計額} \end{array} \right]$$

### 1 2. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \begin{array}{c} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約機器定格流量}}$$

$$(2) \quad \frac{\text{流量基本料金割引額}}{\text{流量基本料金単価}} = \frac{\text{流量基本料金単価}}{\text{流量基本料金単価}} \times \frac{\text{契約機器定格流量}}{\text{契約機器定格流量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調量}}{\text{契約機器定格流量}}$$

### 13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款（一般）を適用いたします。

## 付 則

### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和8年6月1日から実施いたします。

### 2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和8年7月1日以降に支払義務が発生する料金について、本選択約款のうち6（料金）および8（単位料金の調整）に基づき算定いたします。なお、当社は、令和8年6月30日までに支払義務が発生する料金については、令和8年5月31日までに適用される業務用契約（選択約款）に基づき算定いたします。

## 別 表

### 1. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた値といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) (1) から (3) の定めを算式に表すと以下のとおりです。

$$\text{早収料金} = \text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

## 2. 料金表

### (1) 基本料金

#### ① 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	50,600.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

#### ② 流量基本料金

1 立方メートルにつき	220.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

### (2) 基準単位料金

- ① 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その1を適用いたします。
- ② 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その2を適用いたします。
- ③ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その2を適用いたします。
- ④ 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑤ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑥ 契約最大時間流量倍率が400倍未満かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その3を適用いたします。
- ⑦ 契約最大時間流量倍率が400倍以上600倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント未満の場合、料金表その4を適用いたします。
- ⑧ 契約最大時間流量倍率が400倍未満かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その4を適用いたします。

	1 立方メートルにつき
料金表その1	77.59円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表その2	78.34円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表その3	79.54円 (消費税等相当額を含みます。)
料金表その4	81.67円 (消費税等相当額を含みます。)

### (3) 調整単位料金

- (2) の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。